

## 大飯原発3・4号再稼働の住民説明会に関する質問・要請書

**出席者を区長等に制限し、朽木公民館一か所での説明会（11月23日）では  
住民への説明責任を果たすことはできません**

**避難集結場所ごとに、住民誰もが参加できる説明会を開いてください**

滋賀県知事 三日月 大造 様

2017年11月22日

避難計画を案ずる関西連絡会/ ばいばい原発高島連絡会/ 今津・朽木訪問参加者一同

高島市と滋賀県は、大飯原発3・4号の再稼働に関する住民説明会を、11月23日に朽木公民館で実施すると発表しました。説明会の出席者は地区の区長等に限り、1回限りの開催となっています。

11月1日に私たちが県に申し入れた際、住民説明会については、出席者を制限することなく住民誰もが参加できること、そして地区ごとに複数回開くよう求めていました。申し入れ時に県の担当者は「皆さんの要望は理解できる」とも話されていましたが、私たちの要望を全く無視して住民説明会が開かれようとしています。今回の説明方式を受け入れることはできず、このような決定に強く抗議します。

参加者を区長等に限った場合、参加した区長が国や関電の説明内容を全区民に説明することは不可能です。また、区長自身が高齢の地域もあり、区長一人にその説明責任を負わせることは非常に酷であると思います。

インターネットで国等の説明を配信するといっても、高齢者が多い中ではそれを受信し、メールやFAXで意見を述べることなどほとんど無理な状況です。

さらに、30km・UPZ圏内に入る朽木10地区（約340名）はとても広く、また区が離れているため、避難集結場所は①朽木公民館（能家・桑原・地子原等の6地区）と②朽木西小学校（小入谷・中牧・古屋・生杉の4地区）の二か所に分かれています。また、30km・UPZ圏内には今津町の5地区（約200名と2救護施設の入所者・職員約440名）も含まれます。それにも関わらず、朽木公民館一か所のみに限ることは、住民の参加を阻むものです。

このように、今回の住民説明会の持ち方は、住民への説明責任を果たすものではありません。事故が起これば被害を受けるのは住民です。全住民を対象に説明を行い、丁寧に意見を聞く必要があります。

私たちは、夏に続いて11月にも、今津町と朽木地区全戸を訪問し、住民の皆さんの声を聞いてきました。10月22日の台風の被害も大きく、高齢者や在宅の要援護者が多い地域です。「自然災害と原発事故が重なれば避難は無理」「避難道路が福井県民と重なっており渋滞で避難できない」「国は福島原発事故の責任もとっていないのに再稼働するとは許せない」「核のゴミの後始末も決まっていない」「これまで行政から避難の話聞いていない」「3年前の18号台風の被害の復旧も

ままならない状況があり、原発事故が起こっても放って置かれるのではないかと心配」等々、多くの皆さんが再稼働に反対や不安な気持ちを話されました。

滋賀県と高島市は、誰もが参加できる説明会を開き、このような住民の声に応える責務があります。

これらを踏まえて、以下の質問と要請に答えてください。

### 質 問 事 項

1. 11月23日住民説明会の①対象、②説明者、③全体の時間、④住民の質問時間はどのようになっていますか。
2. 11月1日の私たちの申入れに対する知事の文書回答（11月10日付）は、次のようになっています。[回答全文は別紙]

要望事項：住民説明会は、出席者を区長等に限ることなく住民誰もが参加でき、地理的条件を考慮して地区ごとに開く等して、住民の声を汲み取ってください。

知事回答：住民説明会については、主催となる高島市とよく協議し、検討してまいります。

- (1) どのような検討の結果で11月23日の説明会方式が決まったのか、高島市と協議・検討した内容を示してください。
- (2) 今回の方式で、住民への説明責任を果たせると考えていますか。
- (3) 防災計画については県に大きな責任があります。県が主導力を発揮して、住民誰もが参加でき、地理的条件を考慮して避難集結場所ごとに再度説明会を開くべきではないですか。

### 要 請 事 項

1. 11月23日の住民説明会方式では、住民への説明責任を果たしたことはありません。県が主導力を発揮し、少なくとも大飯原発から30km・UPZ圏内の住民誰もが参加でき、避難集結場所等で、参加しやすい方式で住民説明会を開いてください。

2017年11月22日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/

脱原発はりまアクション/原発防災を考える兵庫の会/美浜の会)

ばいばい原発高島連絡会

今津・朽木訪問参加者一同

この件の連絡先:美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

